

あなたのそばに  
助産師はいます



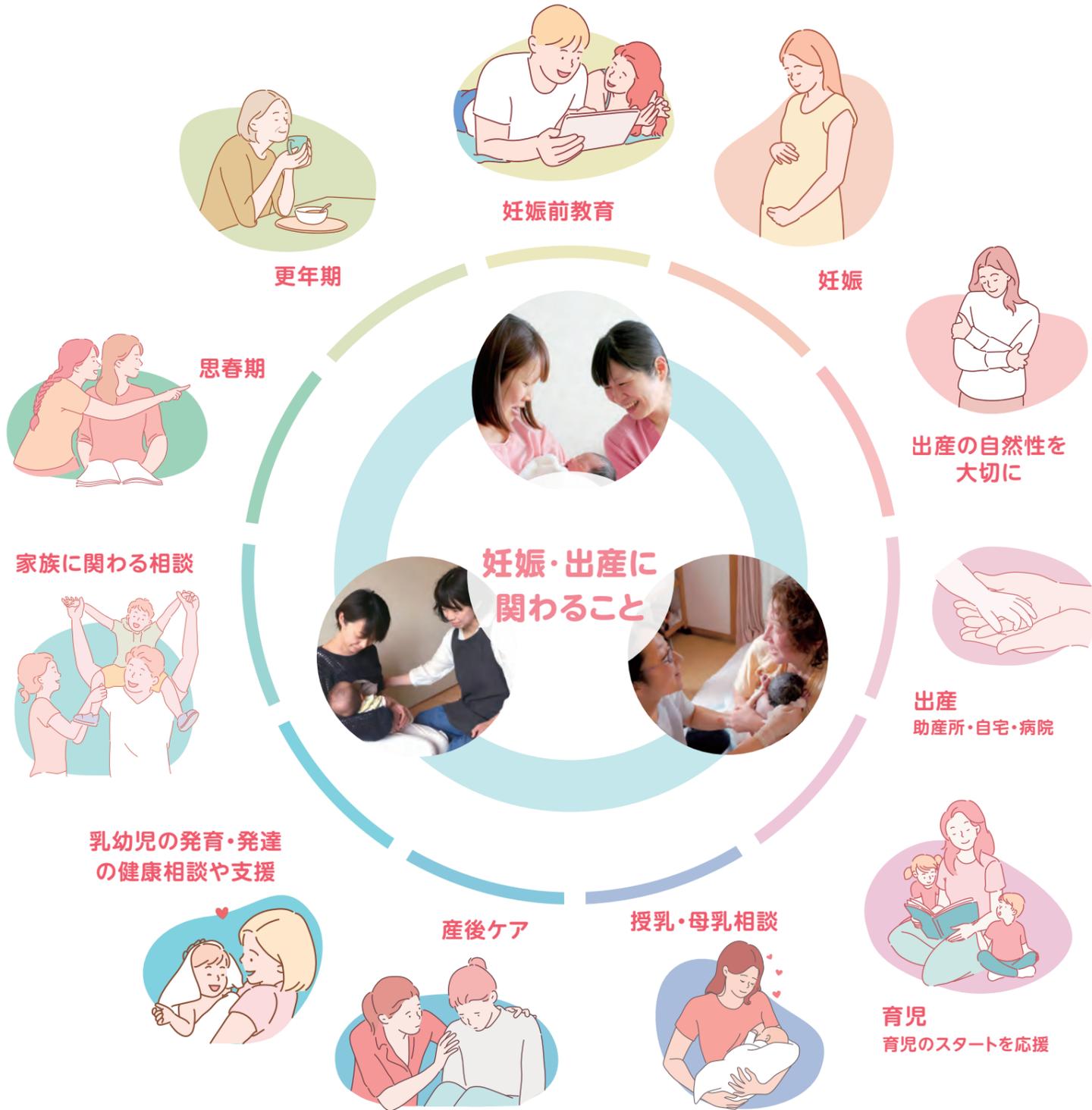
THERE'S A MIDWIFE BY YOUR SIDE



公益社団法人  
日本助産師会  
Japanese Midwives  
Association

# あなたのそばに助産師はいます

● すべての女性に助産師のケアを

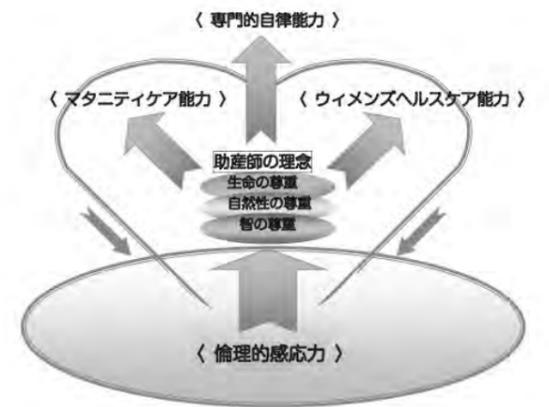


## さらに活動の場として

包括的性教育: ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育  
 女性の健康と人権を重んじ、その支援 / 子どもの貧困や虐待などの社会の課題への取り組み  
 不妊症・不育症相談 / 遺伝相談 / 災害支援 / 国際支援 / 後進教育 / グリーフケア(死産・流産・中絶)

## ● 助産師のコア・コンピテンシー

助産師のコア・コンピテンシーは、〈倫理的感応力〉・〈マタニティケア能力〉・〈ウイメンズヘルスケア能力〉・〈専門的自律能力〉という4つの要素で構成される。〈倫理的感応力〉は、〈マタニティケア能力〉・〈ウイメンズヘルスケア能力〉・〈専門的自律能力〉を動かせるときに必須の基礎的能力である。〈倫理的感応力〉の豊かさは〈マタニティケア能力〉・〈ウイメンズヘルスケア能力〉・〈専門的自律能力〉に反映する。同時に、〈マタニティケア能力〉・〈ウイメンズヘルスケア能力〉・〈専門的自律能力〉の高まりに応じて〈倫理的感応力〉はその広がりや深まりを増す。このように〈倫理的感応力〉と〈マタニティケア能力〉・〈ウイメンズヘルスケア能力〉・〈専門的自律能力〉とは相互的で循環的な関係にある。助産師の理念(生命の尊重、自然性の尊重、智の尊重)は、助産師の4つのコア・コンピテンシーの中心に位置し、各能力を適切に方向づける役割を果たしている。



## ● 倫理綱領

- 1 生命、人間としての尊厳と権利の尊重**  
 助産師は、女性と子どもおよび家族の生命、人間としての尊厳と権利を尊重する。
- 2 平等なケアの提供**  
 助産師は、女性と子どもおよび家族に対して、国籍、人種、宗教、社会的地位、ライフスタイル、性的指向などによる何らの差別を設けずに、平等にケアを提供する。
- 3 最善のケアの提供**  
 助産師は、女性と子どもおよび家族にとって最善のケアを提供する。
- 4 信頼関係に基づいたケアの提供**  
 助産師は、女性と子どもおよび家族との間に信頼関係を築きつつケアを提供する。
- 5 権利の尊重と支援**  
 助産師は、女性と子どもおよび家族の知る権利と自己決定する権利を尊重するとともに、女性と子どもおよび家族が自ら選択した結果に対する責任を引き受けることを支援する。
- 6 秘密の保持**  
 助産師は、個人のプライバシーを守るために、女性と子どもおよび家族に関する情報の保護を遵守する。
- 7 自己の決定と行動に対する責任**  
 助産師は、自己の決定と行動に対して責任をもち、さらに、女性と子どもおよび家族へのケアに関する説明責任を有する。
- 8 専門的知識や技術の発展**  
 助産師は、実践、教育、研究に従事して、助産業務に関する専門的知識や技術を発展させる。
- 9 専門職能団体による職能的水準の維持**  
 助産師は、専門職として職能団体を組織し、職業の水準を検討し、会員が提供する業務の質を利用者に保証する社会的責務を負う。
- 10 保健政策の実施**  
 助産師は、女性と子どもおよび家族の健康を増進する保健政策の策定と実施に参画する。
- 11 自己の健康の保持・増進**  
 助産師は、助産師自身の健康保持・健康増進に努める。

## ごあいさつ

本会は、昭和2年(1928年)の第1回大日本産婆会総会から、途中戦争も経ながらも、助産師が組織する専門職能団体として、先輩諸姉から脈々と受け継がれた歴史ある会です。

創立以来、助産師独自の職能団体として、母子保健推進のため、全国の助産師の連携をはかり、助産師業務の水準を維持し、その改善・向上につとめてきました。

社会はデジタル技術を用いたDX等の分野が大きく進むと思われれます。しかし、この時代だからこそ、ヒューマニティ(人間らしさ)や人のつながりは人として生きる上での重要性が強調されていきます。妊娠・出産・育児や新しい家族の構築には「つながり」が基盤となります。そのため、安全かつ安心できる質の高い、あたたかなケアやサービスの提供のため、マタニティケアに関する業務の水準維持・向上を的確な分析をもって行っていきます。

助産師の独占業務である分娩介助、開業権を生かし、ケアを必要とする全ての女性やその家族に必要なケアが提供できるように、助産ケアの質保証ならびに助産所開業の推進に取り組みます。「全ての女性が輝く社会づくり」として女性の活躍推進も多くの取組がなされています。活躍推進は、女性が健康であることが基盤となります。助産師が、思春期から更年期・老年期までの女性の支援者として、一翼を担うことにも積極的に取り組んでいきます。

これらの実現のため、他の専門職とも協働して立法府・行政省庁に政策提言を積極的に行っていきます。母子保健の担当部局が、厚生労働省からこども家庭庁に移動となりましたので、子どもからの視点とともに「妊産婦」「養育者」としての視点を強調していく必要があると考えています。

変化の激しい時代にあっても、本会は、妊産婦をはじめとする女性たちの健康を常に考え、SRHR(セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)、サステナブルな実践、グローバルな視点にも着目していきます。また、本会の活動目的の推進のためには、助産ならびに産婦人科や小児科等をはじめとする関連団体に協力を得、連携をしていくことは必須です。

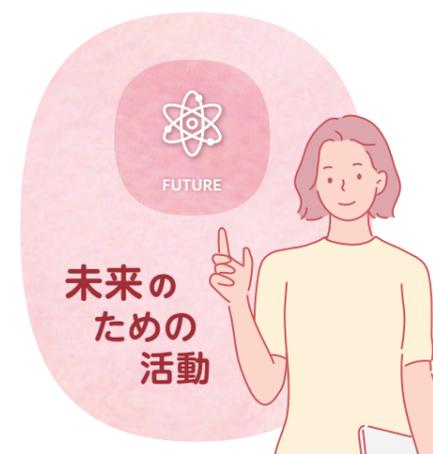
そのため、本会会員、女性やその家族、社会に開かれた助産師会となるよう、俯瞰的にみる鳥の目、細部までみる虫の目、流れを読む魚の目をもって進めています。

公益社団法人 日本助産師会会長



## 日本助産師会は、 健康な生活の実現に 寄与し社会に 貢献しています。

公益社団法人日本助産師会では、女性とその家族のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)を支援するためにさまざまな公益事業活動を展開しています。



### 未来の ための 活動



### 助産師会会員の ための活動



### 社会の ための 活動

#### 地域活動

出産準備教育、子育て・孫育て講座、包括的性教育、更年期講座などさまざまな活動や支援を行っています。

#### 相談窓口

すべての都道府県助産師会に「相談窓口」があり、健康相談などに応じています。無料電話相談、出張相談のほか、講師派遣など助産師の紹介も行っています。

#### 奨学金制度

助産学を目指し、学資の援助を要するかたに奨学金制度を設けています。

#### すくすく赤ちゃん献金

皆さまからの献金をもとに、全国各地の母子保健・児童福祉関連施設などへ必要とする物品を贈呈しています。

#### 研修・教育

助産師の専門性や能力を高めるため、各種研修をオンデマンドやライブ配信、各地の会場にて開催しています。

#### 承認・認定制度

助産師の実践能力を評価する「開業助産師ラダー」承認制度、「産後ケア実務助産師研修」などの制度を運用しています。

#### 安全対策活動

助産業務の指針として各種ガイドラインなどを整備しています。助産師業務に適用される「日本助産師会が契約する各種団体賠償責任保険」に加入できます。

#### 要望活動

国や関係機関に対して、助産および母子保健事業などに関する政策要望を提出しています。

#### 広報活動

助産師を知っていただくためのイベント開催や有益な情報をホームページやSNSなどで発信しています。

#### 資料収集・調査

助産師業務や母子保健などに関連したデータ収集・調査を行い、情報の活用や要望活動などにつなげています。

#### 国際活動

ICM(国際助産師連盟)の加盟団体として、また JICA(国際協力機構)、JOICEP(ジョイセフ)など他団体と連携して、各種国際活動をしています。

#### 災害対策活動

大規模災害時に、被災母子のケア、助産師会会員によるボランティア活動などの支援活動を行っています。

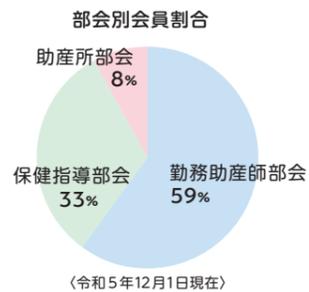
# 公益社団法人日本助産師会の組織

国内における助産師独自の職能団体として、全国の助産師と連携をはかり、助産師業務の水準を維持し、その改善・向上につとめていきます。  
また、すべての女性が必要とするケアを、地域ですみやかに享受できる施策が実施されるように、政策や行政など関係諸団体に働きかけています。



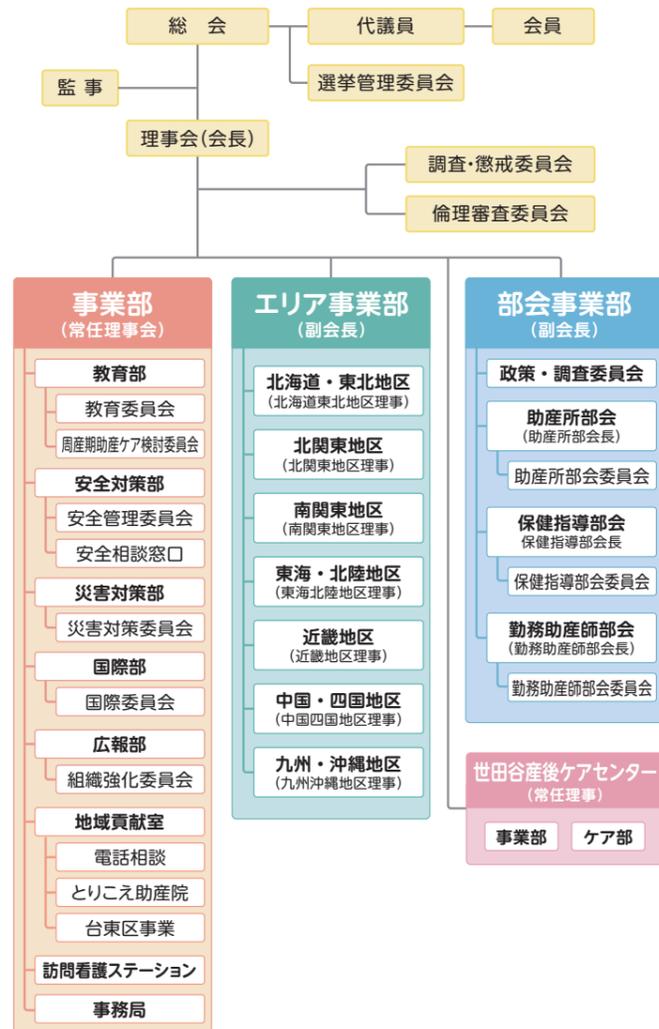
## 専門部会

日本助産師会では、勤務形態に応じて、3つの専門部会のいずれかに所属します。地区研修会などを通じて、職場や勤務形態の壁を越え、助産師としての職能を深め、さまざまな交流の機会を設けています。



## 組織図

日本助産師会は、都道府県助産師会を通して入会した助産師会員と、本会の事業に賛同した賛助会員(助産師以外の個人・助産師学生および団体・企業)により構成されます。本会の運営は、代議員により選出された、役員(理事16名および監事3名)により行われます。



## 会員交流事業

3つの専門部会の会員が共通の話題について語り合う交流会は、互いの活動を知り、情報交換する機会となっています。

## 学会開催

助産師に関連した研究や実践活動の報告を主体とした日本助産師学会を通常総会と併設して年1回開催しています。

## 行政・関係団体との連携

厚生労働省等の補助金や福祉医療機構の助成金による事業を展開するとともに、関係団体と連携しながら研究や実践活動を行っています。

## 各種団体賠償責任保険

日本助産師会が契約者となる助産師業務に適用される団体保険制度です。助産師業務や補償内容によって異なる4種類の保険があり、本会会員のみ加入できます。

## 都道府県助産師会

本会と都道府県助産師会は連携して、人々のニーズに応える助産および母子健康領域の活動を開発・展開を遂行します。これらの活動を効果的に実施・統括するため、全国を7地区に区分し、各地区において研修会等を開催しています。



# 助産師と日本助産師会の歩み

西暦	邦暦	日本助産師会の動き	世界・日本の助産師に関する動き
1868	明1		産婆取締に関する太政官布告、売薬之世話、墮胎之取扱の禁止
1874	明7		医制発布(東京・京都・大阪) 産婆資格の条件を規定し、免許制度を規定
1876	明9		東京府病院、大阪医学校病院に産婆教授所設置
1877	明10		内務省衛生局、産婆営業免許書式を一定にする
1888	明21		大阪産婆組合設立/村松志保子氏女医から産婆となり活動開始
1892	明25		緒方助産婦養成所開設(助産婦の名称が初めて使われた)
1899	明32		産婆規則、産婆名簿登録規則、産婆試験規則施行
1900	明33		日本産婆学協会設立
1919	大8		国際助産婦連合設立
1927	昭2	日本産婆会結成(会員約5万人) 柘植アイ氏会長に就任	
1932	昭7		助産の給付を開始、各知事が健康保険産婆を指定し、産婆会と団体契約(〜17年)
1942	昭17		妊産婦手帳規定発令(妊婦登録制度)、妊産婦手帳により脱脂綿等配給
1946	昭21	日本産婆看護婦保健婦協会設立(日本産婆会はこの中の「産婆部会」に参加)	GHQ、PHW指導の下、保助看一本化し保健師案、助産婦制度廃止の危機
1947	昭22	機関誌「保健と助産」発刊	産婆規則が助産婦規則に改正/第1次ベビーブーム(1947〜1949年)
1948	昭23	日本産婆看護婦保健婦協会は「日本看護協会」に改称し「産婆部会」は「助産部会」になった	保健婦助産婦看護婦法施行
1949	昭24		出生数史上最高の2,696,638人に達する合計特殊出生率4.32
1950	昭25		助産所開設許可(医療法)
1953	昭28	横山フク氏参議院議員に選出される	受胎調節実地指導員制度実施(東京では1回の指導料金20円) 精神予防性無痛分娩日本上陸(ノ連視察高良とみ氏、中国帰国菅井正清医師)
1954	昭29		国際助産婦連合から国際助産婦連盟(ICM)に改称
1955	昭30	国際助産婦連盟(ICM)に加入/助産婦の大多数が日本看護協会を離脱し日本助産師会結成(静岡・熱海にて第1回総会をもち、会長に横山フク氏決定)/第10回助産婦学会開催	
1958	昭33	機関誌「保健と助産」を「助産婦」に誌名変更	
1959	昭34	本会会長横山フク氏参議院議員に2期目当選	
1960	昭35		自宅出産と施設分娩の割合が逆転する
1961	昭36		新生児訪問指導開始
1965	昭40		母子保健法施行
1967	昭42	横山フク氏参議院議員に3選	勤務助産婦が助産所助産婦数を上回る
1968	昭43	「おぎやー献金」はじまる	
1971	昭46		第2次ベビーブーム(1971〜1974年)
1972	昭47		勤労婦人福祉法成立
1976	昭51	新しい助産婦業務指針発行	ラマーズ法普及
1977	昭52		桶谷式乳房治療手技普及/分娩監視装置普及
1987	昭62	伊藤隆子氏会長に就任	
1988	昭63		保健婦・助産婦へ男子導入案—自民党看護問題小委員会
1989	平1		合計特殊出生率1.57
1990	平2	第22回ICM大会神戸にて開催(53カ国約6,000人参加)	5月5日を国際助産婦の日と提案(ICM)
1992	平4	多賀琳子氏会長に就任	
1995	平7	三専門部会制度導入/「全国助産院マップ」発行	
1996	平8	開業助産師教育長期研修課程開講	男女共同参画計画決定
1997	平9		母子保健事業が市町村へ移管
1998	平10	石塚和子氏会長に就任/「子育て・女性健康支援センター」設置(15支部) 阪神大震災を期に「災害時母子支援マニュアル」発行	
1999	平11	「開業助産婦マニュアル」発行 「助産婦」第53巻2号(5月号)より機関誌として、全会員配布	男女共同参画社会基本法施行
2000	平12	日本助産師会—助産婦職への男性導入賛成議決、と同時に反対運動おこる 「子育て・女性健康支援センター開設マニュアル」発行 「おぎやー献金」が「すくすく赤ちゃん献金」へ名称変更	児童虐待防止法施行 専門職大学院として天使大学大学院助産研究科助産専攻認可
2001	平13	「子育て・女性健康支援センター」全国47支部に設置	DV法施行
2002	平14	近藤潤子氏会長に就任/「思春期教育指導マニュアル」発行 社団法人日本助産師会と名称変更	改正「保健師助産師看護師法」施行(師へ名称統一)
2004	平16	「助産所業務ガイドライン」発行/「助産師のための子ども虐待防止実践マニュアル」発行	
2005	平17		聖路加看護大学大学院開設/神戸市看護大学専攻科開設
2006	平18	「助産師が行う災害時支援マニュアル」発行/「助産師の声明」発行	
2007	平19	日本助産師会館取得	
2009	平21	加藤尚美氏会長に就任/とりこえ助産院開院	産科医療補償制度創設
2010	平22	「助産業務指針」発行/「助産師の声明/コア・コンピテンシー」発行 (株)日本助産師会出版設立	
2011	平23	岡本喜代子氏会長に就任	
2012	平24	公益社団法人取得	
2015	平27		CLoMiPレベルⅢ(アドバンス助産師)認証制度開始
2017	平29	山本詩子氏会長に就任	
2018	平30	世田谷区立産後ケアセンター運営受託	
2019	令1	島田真理恵氏会長に就任	
2020	令2	産後ケア実務助産師研修了者制度の開始	
2021	令3	とりこえ訪問看護ステーション開設	「産後ケア事業」法制化
2022	令4	開業助産師ラダー「承認制度」の開始	
2023	令5	高田昌代氏会長に就任	



公益社団法人

日本助産師会

Japanese Midwives Association



公益社団法人 日本助産師会

〒111-0054 東京都台東区鳥越2-12-2

TEL 03-3866-3054 FAX 03-3866-3064



### 主な下車駅

- JR** JR総武線  
「浅草橋」駅から徒歩8分
- A** 都営地下鉄 浅草線  
「蔵前」駅(A3出口)から徒歩8分  
「浅草橋」駅(A4出口)から徒歩8分
- E** 都営地下鉄 大江戸線  
「蔵前」駅(A6出口)から徒歩10分  
「新御徒町」駅(A4出口)から徒歩 15分
- TX** つくばエクスプレス  
「新御徒町」駅(A4出口)から徒歩15分



日本助産師会への入会、各種団体賠償責任保険への加入は  
ホームページをご確認ください。  
<https://www.midwife.or.jp/>



ポータルサイト「助産師ものがたり」  
多様な場面で活躍する助産師の活動を紹介しています。  
<https://www.midwife.or.jp/story/>



 日本助産師会 公式 Instagram  
[https://www.instagram.com/japan\\_midwives\\_association/](https://www.instagram.com/japan_midwives_association/)



 日本助産師会 公式 Facebook  
<https://www.facebook.com/profile.php?id=100091676896013>